

伊勢市条例第 号

伊勢市議会基本条例の一部を改正する条例

伊勢市議会基本条例（平成29年伊勢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条－第7条」を「第2条－第8条」に、「第8条・第9条」を「第9条・第10条」に、「第10条・第11条」を「第11条・第12条」に、「第12条」を「第13条」に、「第13条－第16条」を「第14条－第17条」に、「第17条」を「第18条」に、「第18条－第20条」を「第19条－第21条」に、「第21条」を「第22条」に、「第22条・第23条」を「第23条・第24条」に、「第24条・第25条」を「第25条・第26条」に改める。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。

第25条を第26条とし、第24条を第25条とする。

第10章中第23条を第24条とし、同条の前に次の1条を加える。

（議会事務局）

第23条 議会は、政策立案能力の向上並びに議会活動の円滑化及び効率化を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。

第22条を削る。

第9章中第21条を第22条とする。

第8章中第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第7章中第17条を第18条とする。

第6章中第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ず

つ繰り下げる。

第 5 章中第 12 条を第 13 条とする。

第 4 章中第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 3 章中第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条第 2 項中「表明することができる」を「表明するとともに、会派間での合意形成に努めるものとする」に改め、第 2 章中同条を第 8 条とする。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(政策立案及び政策提言)

第 6 条 議会は、政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、政策条例の提案、決議等の政策立案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

これは、市政に対する政策立案及び政策提言等に関する規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。